

報道発表資料の配付日時 5月1日(水) 10時00分

<p>発表項目</p>	<p style="text-align: center;"><b>北海道公立大学法人札幌医科大学と株式会社ホリとの 包括連携協定の締結について</b></p>
<p>概要</p>	<p>北海道公立大学法人札幌医科大学（学長・島本和明）と株式会社ホリ（本社：砂川市 代表取締役社長 堀 昭 氏）は、産学間の連携を通じて相互の発展に寄与するとともに、北海道の保健・医療・福祉の向上など、地域社会の発展に資することを目的に、連携協定を締結することとなりましたので、お知らせいたします。</p> <p>なお、次のとおり調印式を行いますので、積極的な報道をお願い申し上げます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 日 時： 平成25年5月7（火） 13時10分～ （5分前までに会場にお集まりください。）</p> <p>2 場 所： 札幌医科大学 基礎医学研究棟5F 会議室 （札幌市中央区南1条西17丁目）</p> <p>3 出席者： 北海道公立大学法人札幌医科大学 島本 和明理事長・学長 株式会社ホリ 堀 昭代表取締役社長 ほか</p> <p>※配布資料別紙</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 包括連携協定調印式次第、連携協定書（写）</li> </ul> <p>（注）本学と民間企業との間で締結する包括的な連携協定は、北海道新聞社、北洋銀行、株式会社ハーバー研究所に次ぐ4例目となります。</p>
<p>本件に関する問い合わせ先</p>	<p>札幌医科大学経営企画課企画広報係 本村・阿部 電話 011-611-2111（内線2164・2165）</p>



**HORI**  
CONFECTIONERY

## 札幌医科大学 株式会社ホリ 包括連携協定調印式次第

- 日時:平成 25 年 5 月 7 日(火)  
13 時 10 分~13 時 20 分頃
- 場所:札幌医科大学基礎医学研究棟  
5F 会議室

- 1 開 会
- 2 出席者紹介
- 3 代表者挨拶  
札幌医科大学 理事長・学長 島本 和明  
株式会社ホリ 代表取締役社長 堀 昭
- 4 包括連携協定書の調印
- 5 フォトセッション
- 6 閉 会

### ○出席者

#### 株式会社ホリ

代表取締役社長	堀 昭
企画部 課長	大野 重定

#### 北海道公立大学法人札幌医科大学

理事長・学長	島本 和明
副理事長	平山 和則
医学部長	黒木 由夫
附属病院長	平田 公一
理事	白崎 賢治
薬剤部部長	宮本 篤
副院長兼看護部長	萩原 直美
事務局長	永井 正博

## 包括連携協定書

北海道公立大学法人札幌医科大学（以下「甲」という。）と株式会社ホリ（以下「乙」という。）は、連携協力について、以下のとおり協定する。

### （目的）

第1条 甲及び乙は、産学間の連携を通じて相互の発展に寄与するとともに、北海道の保健・医療・福祉の向上など、地域社会の発展に資することを目的として、本協定を締結する。

### （連携の範囲）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について、連携・協力するものとする。

1. 保健・医療・福祉の向上など地域社会への貢献に関すること
2. 美味しくてからだに良い、安心・安全なお菓子の共同開発に関すること
3. 相互の研究交流の推進及び共同セミナー・イベントの実施に関すること
4. その他相互に連携協力することが必要と認められる事項に関すること

### （連携の実施）

第3条 甲及び乙は、本協定に係る連携の実施にあたり、具体的な取り決め等が必要となる場合は、別途協議のうえ覚書を締結するものとする。

### （損害賠償）

第4条 甲及び乙は、本協定により相手方に損害が生じても相互に責任を負わないものとする。ただし、故意又は過失により誤った情報を開示した場合及びこの協定に違反した場合はこの限りではない。

### （秘密保持）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づき相手方から開示を受け又は知り得た一切の情報について、相手方の承諾なく第三者に開示、漏洩又は第1条の目的以外の目的をもって利用してはならない。ただし、以下の情報は含まれないものとする。

- (1) 相手方から開示されたときに既に公知となっていたもの、又は相手方による開示後、自らの故意又は過失によらずして公知となったもの
- (2) 相手方から開示されたとき既に保有していたもの、又は相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの
- (3) 相手からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの

(4) 法令により開示を求められたもの

- 2 甲及び乙は、本協定が次条に定める有効期間の満了若しくは第7条による解除により効力を失った後も、前項に係る秘密保持の義務を負う。

### （協定期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定による期間満了の日の1ヶ月前までに、協定を更新しない旨の書面による意思表示がない限り、同一の内容をもって1年間更新され、その後も同様とする。

### （協定解除）

第7条 甲又は乙いずれかから有効期間の中途において本協定の解除を申し出た場合には、甲及び乙は協議を行う。合意が成立しない場合においては、甲及び乙は、相手側に対して1ヶ月前までに書面による通知をなすことにより、相手側に何ら責任を負うことなく、本協定を解除することができる。

### （協議）

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は協議を行う。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年5月7日

甲 札幌市中央区南1条西17丁目  
北海道公立大学法人札幌医科大学

理事長 \_\_\_\_\_

乙 砂川市西1条北19丁目2番1号  
株式会社ホリ

代表取締役社長 \_\_\_\_\_